

告 示

埼玉県教委告示第八号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり指定する。

令和七年三月十四日

埼玉県教育委員会教育長 日吉 亨

名称及び員数	所在地 (所有者住所)	所有者 (管理者)
秩父山地のニホンオオカミ 標本 毛皮標本 二点	埼玉県秩父市三峰二百九十八番地二 (埼玉県秩父市三峰二百九十八番地一)	宗教法人三峰神社
秩父山地のニホンオオカミ 標本 頭骨 一点	埼玉県秩父郡長瀨町大字井戸四百四十四番地	井上幹夫
秩父山地のニホンオオカミ 標本 頭骨 一点	埼玉県比企郡ときがわ町大字西平千七百二十九番地一	野口和友
秩父鉱山産鉱物・岩石標本 百四十二点 附 関連資料一式	埼玉県秩父郡長瀨町大字長瀨千四百十七番地一	埼玉県 (埼玉県立自然の博物館)